



非木造住宅、建築物に対する 耐震化への補助事業

春日井市では、
マンションや共同住宅などの
非木造住宅や非木造建築物に対して
費用の一部を補助して、
耐震化への支援を行っているよ。



書のまち春日井「道風くん」
©Kasugai City 2008

■ 助成制度 ■

● 非木造住宅・建築物耐震診断費補助事業

補助制度：耐震診断に要する費用の2/3を助成※限度額あり

● 非木造住宅耐震改修設計費補助事業（マンションのみ）

補助制度：耐震改修設計に要する費用の2/3を助成※限度額あり

● 非木造住宅耐震改修工事補助事業

補助制度：耐震改修工事に要する費用の一部を助成※限度額あり

対象住宅、建築物の要件、対象経費、補助限度額、申込方法など詳しくは、次のページにてご確認ください。

また、これらの事業を申請される場合は、事前にご相談ください。

ご不明な点等ありましたら、お気軽にお問合わせください。

■ お問合せ先 ■ 総務部市民安全課 電話：85-6072

■ お申込み先 ■ まちづくり推進部建築指導課 電話：85-6328



■非木造住宅耐震診断費補助事業■

対象住宅	春日井市内にある住宅のうち次のいずれも満たす住宅 1 昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2 一戸建て住宅、長屋及び共同住宅、併用住宅（※1）、マンション（※2） 3 市が実施している民間木造住宅無料耐震診断に該当しない住宅 4 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く （※1）併用住宅・・・店舗等の用途の床面積が延べ面積の1/2未満のもの （※2）マンション・・・①耐火建築物又は準耐火建築物であるもの ②延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則3階以上であること
-------------	---

補助額	耐震精密診断に要する費用と基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内かつ市の定める限度額以内とします。 （その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。）												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 30%;">戸建て住宅</th> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">基準額</th> <th style="width: 30%;">限度額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>一戸あたり</td> <td>13万4千円</td> <td>8万9千円</td> </tr> </table> ※戸建て住宅以外の基準額 一対象建築物の延べ面積に次の表の基準単価を乗じた金額	戸建て住宅	区 分	基準額	限度額		一戸あたり	13万4千円	8万9千円				
戸建て住宅	区 分	基準額	限度額										
	一戸あたり	13万4千円	8万9千円										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 45%;">面積区分</th> <th style="width: 20%;">基準単価 (円/㎡)</th> <th style="width: 20%;">現度額 (戸あたり)</th> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">戸建て 住宅以外</td> <td>延べ面積1,000㎡以下の部分</td> <td>2,060</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">5万円</td> </tr> <tr> <td>延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分</td> <td>1,540</td> </tr> <tr> <td>延べ面積2,000㎡を越える部分</td> <td>1,030</td> </tr> </table> ※診断方法、基準等はお問合わせください。		面積区分	基準単価 (円/㎡)	現度額 (戸あたり)	戸建て 住宅以外	延べ面積1,000㎡以下の部分	2,060	5万円	延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分	1,540	延べ面積2,000㎡を越える部分	1,030
	面積区分	基準単価 (円/㎡)	現度額 (戸あたり)										
戸建て 住宅以外	延べ面積1,000㎡以下の部分	2,060	5万円										
	延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分	1,540											
	延べ面積2,000㎡を越える部分	1,030											

■非木造建築物耐震診断費補助事業■

対象建築物	春日井市内にある建築物のうち次のいずれも満たす建築物 1 昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2 春日井市地域防災計画及び愛知県地域防災計画に定める避難所、救急病院又は救急診療所 3 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く
--------------	---

補助額	耐震精密診断に要する費用と基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内かつ市の定める限度額以内とします。 （その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。） ※基準額＝対象建築物の延べ面積に次の表の基準単価を乗じた金額										
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 60%;">区 分</th> <th style="width: 20%;">基準単価 (円/㎡)</th> <th style="width: 20%;">限度額 (1棟あたり)</th> </tr> <tr> <td>延べ面積1,000㎡以下の部分</td> <td>2,060</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">120万円</td> </tr> <tr> <td>延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分</td> <td>1,540</td> </tr> <tr> <td>延べ面積2,000㎡を越える部分</td> <td>1,030</td> </tr> </table> ※診断方法、基準等はお問合わせください。	区 分	基準単価 (円/㎡)	限度額 (1棟あたり)	延べ面積1,000㎡以下の部分	2,060	120万円	延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分	1,540	延べ面積2,000㎡を越える部分	1,030
区 分	基準単価 (円/㎡)	限度額 (1棟あたり)									
延べ面積1,000㎡以下の部分	2,060	120万円									
延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分	1,540										
延べ面積2,000㎡を越える部分	1,030										

■非木造住宅耐震改修設計費補助事業■ ※設計後、耐震改修工事を同一年度に行うものに限る。

<p>対象住宅</p>	<p>春日井市内にある昭和56年5月31日以前に着工されたマンション（※） （ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く） ※マンション ①耐火建築物又は準耐火建築物であるもの ②延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則3階以上であること</p>
<p>補助額</p>	<p>耐震改修設計に要する経費の2/3以内の額と、1戸当たり100,000円を限度とします。 （その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。） ※この補助金で実施する耐震改修設計については、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき、市長から建築物の耐震改修計画の認定を受けた設計又は建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築確認を受ける必要があります。</p>

■非木造住宅耐震改修費補助事業■

<p>対象住宅</p>	<p>春日井市内にある住宅のうち次のいずれも満たす住宅 1 昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2 一戸建て住宅、長屋及び共同住宅、併用住宅（※1）、マンション（※2） 3 市が実施している民間木造住宅無料耐震診断に該当しない住宅 4 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く （※1）併用住宅・・・店舗等の用途の床面積が延べ面積の1/2未満のもの （※2）マンション・・・①耐火建築物又は準耐火建築物であるもの ②延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則3階以上であること</p>									
<p>補助額</p>	<p>次に掲げる額の合計額とします。 （その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。）</p> <table border="1" data-bbox="349 1228 1339 1736"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助額</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マンション以外</td> <td>耐震改修工事費（耐震補強工事費及び附帯工事費）の80%以内の額</td> <td>1戸あたり100万円を限度とする。</td> </tr> <tr> <td>マンション</td> <td>1 耐震補強工事費（実際に耐震改修工事にかかった費用と延べ面積に1平方メートル当たり49,300円を乗じた額のいずれか小さい方を限度とする。）に23%を乗じて得た額 2 工事監理費の3分の2（10万円かつ過去に市の実施する耐震改修設計費補助事業の補助金の交付を受けた場合は、その補助金の交付金額と合計して10万円を限度とする。） 3 附帯工事費（80万円以内で、1の額と合計して80万円を限度とする。）</td> <td>1戸あたり90万円を限度とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この補助金で実施する耐震改修工事については、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定に基づき、市長から建築物の耐震改修計画の認定を受けた設計又は建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築確認を受けたものである必要があります。</p>	区分	補助額	限度額	マンション以外	耐震改修工事費（耐震補強工事費及び附帯工事費）の80%以内の額	1戸あたり100万円を限度とする。	マンション	1 耐震補強工事費（実際に耐震改修工事にかかった費用と延べ面積に1平方メートル当たり49,300円を乗じた額のいずれか小さい方を限度とする。）に23%を乗じて得た額 2 工事監理費の3分の2（10万円かつ過去に市の実施する耐震改修設計費補助事業の補助金の交付を受けた場合は、その補助金の交付金額と合計して10万円を限度とする。） 3 附帯工事費（80万円以内で、1の額と合計して80万円を限度とする。）	1戸あたり90万円を限度とする。
区分	補助額	限度額								
マンション以外	耐震改修工事費（耐震補強工事費及び附帯工事費）の80%以内の額	1戸あたり100万円を限度とする。								
マンション	1 耐震補強工事費（実際に耐震改修工事にかかった費用と延べ面積に1平方メートル当たり49,300円を乗じた額のいずれか小さい方を限度とする。）に23%を乗じて得た額 2 工事監理費の3分の2（10万円かつ過去に市の実施する耐震改修設計費補助事業の補助金の交付を受けた場合は、その補助金の交付金額と合計して10万円を限度とする。） 3 附帯工事費（80万円以内で、1の額と合計して80万円を限度とする。）	1戸あたり90万円を限度とする。								

■補助事業の流れ■

事前相談書の提出 ※まちづくり推進部建築指導課へご提出ください。

- 提出書類 ■ ※内容により追加書類を提出していただく場合があります。
- ◆耐震診断◆
 - ・事前相談書
 - ・建築確認通知書もしくは検査済証の写し、家屋物件証明書等の写し又は建物の登記事項証明書の写しのうちいずれか
 - ・配置図、平面図、立面図、断面図等
 - ◆耐震改修設計
耐震改修工事◆
 - ・事業相談書
 - ・建築確認通知書もしくは検査済証の写し、家屋物件証明書等の写し又は建物の登記事項証明書の写しのうちいずれか
 - ・耐震診断結果報告書の写し（現状及び非木造住宅耐震改修工事費補助事業においては改修後のIs値等が確認できるもの）
 - ・配置図、平面図、立面図、断面図等
 - ・改修部分を表示した図面（非木造住宅耐震改修工事費補助事業に限る）

交付申請書の提出 ※まちづくり推進部建築指導課へご提出ください。

- 提出書類 ■ ※内容により追加書類を提出していただく場合があります。
- ◆耐震診断◆
 - ・交付申請書
 - ・耐震診断経費の見積書の写し
 - ・配置図及び各階平面図
 - ・組合規約及び耐震診断の実施に係る議決書又はこれに代わるもの
 - ・所有権等を有する者全員の同意を得たことを証する書面
 - ・補助対象建築物に係る固定資産税及び都市計画税を滞納していないことを証する書面（課税台帳証明書（名寄帳）、及び固定資産税・都市計画税納税証明書など）
 - ◆耐震改修設計◆
 - ・交付申請書
 - ・耐震改修設計費の見積書の写し
 - ・配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図及び昇降機等の関係図面
 - ・耐震診断結果報告書の写し
 - ・申請書別紙（第3号様式）
 - ・組合規約及び非木造住宅耐震改修設計費補助事業若しくは非木造住宅耐震改修工事費補助事業の実施に係る議決書又はこれに代わるもの（施行者が管理組合の場合に限る。）
 - ・建築物が共有である場合は、共有者全員の同意を得たことを証する書面
 - ・建物所有者と土地所有者が異なる場合は土地所有者の同意を得たことを証する書面
 - ・区分所有又は複数の所有者による住宅の場合は、当該事業費に係る各所有者の負担割合が分かるもの
 - ・補助対象建築物に係る固定資産税及び都市計画税を滞納していないことを証する書面（課税台帳証明書（名寄帳）、及び固定資産税・都市計画税納税証明書など）
 - ◆耐震改修工事◆
 - ・交付申請書
 - ・耐震改修工事費の見積書の写し及び積算内訳書
 - ・耐震診断結果報告書の写し
 - ・耐震改修の計画認定書又は建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認済証の写し
 - ・現況写真（施工予定箇所が確認できるもの。ただし、撮影位置を明示したものに限る。）
 - ・配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図及び昇降機等の関係図面
 - ・申請書別紙（第3号様式）
 - ・組合規約及び非木造住宅耐震改修工事費補助事業の実施に係る議決書又はこれに代わるもの（施行者が管理組合の場合に限る。）
 - ・建築物が共有である場合は、共有者全員の同意を得たことを証する書面
 - ・建物所有者と土地所有者が異なる場合は土地所有者の同意を得たことを証する書面
 - ・区分所有又は複数の所有者による住宅の場合は、当該事業費に係る各所有者の負担割合が分かるもの
 - ・補助対象建築物に係る固定資産税及び都市計画税を滞納していないことを証する書面（課税台帳証明書（名寄帳）、及び固定資産税・都市計画税納税証明書など）

着手届の提出 ※契約後、まちづくり推進部建築指導課へご提出ください。

- 提出期限 ■ 工事完了後30日以内又は2020年2月末のいずれか早い日まで
- 提出書類 ■ ※内容により追加書類を提出していただく場合があります。
- ・着手届
 - ・契約書の写し
 - ・工程表（耐震改修工事の場合）
 - ・連絡者リスト（耐震診断業者、設計業者又は工事監理者、工事請負業者、管理組合等担当者）

実績報告書の提出 ※まちづくり推進部建築指導課へご提出ください。

- 提出書類 ■ ※内容により追加書類を提出していただく場合があります。
- ◆耐震診断◆
 - ・実績報告書
 - ◆耐震改修設計◆
 - ・耐震診断結果報告の写し、平面図、伏図及び軸組図、領収書の写し
 - ◆耐震改修工事◆
 - ・実績報告書
 - ・耐震改修工事に係る設計図書、耐震改修の計画認定書の写し、領収書の写し
 - ・施工状況がわかる写真、領収書又は請求書の写し、改修工事が耐震改修工事計画書に基づき施工されたことを証する書面（建築士の記名及び捺印のあるものに限る。）

請求書の提出 ※総務部市民安全課へご提出ください。